

(仮称)河合町まちづくり基本条例 条文案

分 科 会	基本分科会
-------	-------

大 項 目	文化のまちづくり
-------	----------

小 項 目	生涯學習
-------	------

	(分科会会長)
	○ 新教育大綱は、学校教育と社会教育の2本立てで、今日は社会教育に関する部分を中心にまとめたものが示されている。第1章3の「改定にあたっての基本的考え方」については「“河合愛A I 構想”とともに、本町の教育行政を推進する柱として多様な施策を展開する。」としている。
	○ 第3章の、「教育の取組方針」が、まちづくり基本条例の生涯学習と文化芸術振興に関わる。柱として、①人生100年時代を見据えた生涯学習の推進、②文化・芸術の振興と充実、③生涯スポーツの推進、④図書館事業の拡充、⑤文化財の保存と活用が立てられている。①は総括で。②から⑤が各論といえるし、①は公民館を核とした事業とも考えられる。
	○ こうしたことを反映して、まちづくり基本条例では、「生涯学習」と「文化芸術施策、文化のまちづくり」で構成されていると理解できる。
	(各委員)
	○ 資料5-3に示されている条例文例(生涯学習、文化のまちづくり)は、どれをとっても河合町に当てはまると思われる。
	○ 文化芸術関係の公共施設は、広域で考えてもいいのではないか。市民は、図書館など相互乗り入れして利用しているという実態もある。他の施設も各自自治体で役割分担してもいいのではないか。
	○ 文化庁の支援を受けて、伝統文化を子どもたちに伝える「伝統文化親子教室」をやっている。この間コロナ禍で集まってはできていないが、この1月に第2期生が修了する。生涯学習課にも陰ながら応援してもらっている。伝統文化を子どもたちに継承していくためにはさまざまな所からの応援が必要と考えている。
	○ 生涯学習に関する条文は、朝来市と佐用町のものが河合町にもよく当てはまるのではないか。
	(事務局)
	○ 生涯学習については、生涯学習が市民が持つ権利であることと、町はそれに対するフォローを行うことを謳うべきではないか。そう考えると吉野町の学習する権利を参考にすることも考えられる。
	(分科会会長)
	○ 国際人権規約で言う文化的な生活に参加する権利には、芸術文化へのアクセス権も、生涯学習を受ける機会に恵まれる権利も包含している。芸術文化も生涯学習も両方とも権利の対象になっている。
	○ それでは、生涯学習は、朝来市と吉野町を組み合わせて考えることとしたい。

条 文 案	(生涯学習とまちづくり) 第●条 町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、生涯にわたって学習する権利を持っています。 2 町は、町民のまちづくりに関する多様な学習の機会を提供するとともに、まちづくり活動への参加参画を促すよう努めなければなりません。 3 町民及び町は、学習した成果をまちづくりに活かせるよう努めるものとします。
-------------	---

小項目	文化振興、文化権、多文化共生、地域資源を生かしたまちづくり
分 科 会 意 見	(分科会会長) ○ 生涯学習は「生涯学習振興法」(生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律)に基づいている。文化芸術についてもさまざまな法律があり、たとえば、図書館には「図書館法」が、劇場・ホールには「劇場法(劇場、音楽堂等の活性化に関する法律)」が、公民館には「社会教育法」がある。文化芸術の大元には、「文化芸術基本法」、文化財には「文化財保護法」がある。 ○ 図書館、公民館、博物館、ホール等は、法的には国の責任でやるものとはなっておらず、自治事務として自治体の努力でやってほしいという性格のものである。これらは、法定外自治事務として、自治体の条例により自治体が主体的にハード・ソフトの事業を進めることになる。 ○ したがって、まちづくり基本条例に文化芸術振興について書き込むということは、町の責任において文化芸術の振興を図るということを明確に表明することであり、画期的なことだ。 ○ 生涯学習は、一般には生活学習がイメージされているが、広い意味では文化芸術も含まれると考えてもよい。 (各委員) ○ 文化のまちづくりについては、広陵町の条文が一番当てはまるのではないかな。 ○ 条文は広陵町がいいと思うが、個人的には黒松内町の「農村景観、市街地景観」の言葉を、入れらるのであれば入れたらと思う。 (分科会会長) ○ 国際人権規約で言う文化的な生活に参加する権利には、芸術文化へのアクセス権も、生涯学習を受ける機会に恵まれる権利も包含している。芸術文化も生涯学習も両方とも権利の対象になっている。 ○ それでは、文化のまちづくりについては、広陵町を参考に、景観については、町の政策との関係があるので検討することとしたい。
条 文 案	(文化のまちづくり) 第●条 町は、文化芸術を創造し享受することが町民の権利であることを認識し、町民一人一人が自分に合った文化、芸術、スポーツ活動に親しむことができる地域社会の実現に努めなければなりません。 2 町民及び町は、文化財の重要性を認識し適切な保存活用に努め、文化財を生み出した郷土の歴史や文化、自然環境を次世代に継承するよう努めなければなりません。